第６　再生振替特例債の各年度ごとの償還額：変更前に同じ
第７　各年度ごとの健全化判断比率の見通し：次のとおり変更する

（単位：％）

健全化判断比率 ＼ 年度	計画初年度の前年度（平成20年度）	財政再生計画を策定した年度（初年度）	平成22年度（第２年度）	平成23年度（第３年度）	平成24年度（第４年度）	平成25年度（第５年度）	平成26年度（第６年度）	平成27年度（第７年度）	平成28年度（第８年度）	平成29年度（第９年度）	平成30年度（第10年度）
実質赤字比率	703.60 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (14.91)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)
連結実質赤字比率	705.67 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (19.91)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)
実質公債費比率	42.1 (25.0)	36.8 (25.0)	42.8 (25.0)	40.9 (25.0)	40.0 (25.0)	47.2 (25.0)	61.0 (25.0)	76.3 (25.0)	76.8 (25.0)	73.5 (25.0)	71.8 (25.0)
将来負担比率	1,164.0 (350.0)	1,091.1 (350.0)	922.5 (350.0)	891.3 (350.0)	816.1 (350.0)	748.7 (350.0)	724.4 (350.0)	632.4 (350.0)	594.2 (350.0)	516.2 (350.0)	440.2 (350.0)

（単位：％）

令和元年度（第11年度）	令和２年度（第12年度）	令和３年度（第13年度）	令和４年度（第14年度）	令和５年度（第15年度）	令和６年度（第16年度）	令和７年度（第17年度）	令和８年度（第18年度）	令和９年度（第19年度）	令和10年度（第20年度）	令和11年度（第21年度）
0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
69.9 (25.0)	70.0 (25.0)	68.3 (25.0)	67.4 (25.0)	67.2 (25.0)	68.1 (25.0)	69.5	69.8	51.0	31.6	11.6
399.7 (350.0)	336.0 (350.0)	274.0 (350.0)	220.7 (350.0)	171.7 (350.0)	104.5 (350.0)	139.5	84.1	124.9	79.2	34.6

第８　その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ
【別紙１】
◆　計画本文
１　令和８年度第１次（３月）変更において、市役所庁舎整備に必要な経費を計画に追加する予定であることから、このことに係る財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

＜「第３　財政再生の基本方針」の内容＞
【変更前】
⑴徹底した財政再建に向けた取組
（略）
イ　歳出の削減
（略）
・投資的事業は真に必要な事業以外は行わない。認定こども園の整備、拠点複合施設の整備、市営住宅再編整備、市立診療所等移転改築など地域再生への取組として真に必要な事業については、効率的な整備に留意しながら適切に対応する。
（略）
【変更後】
（略）
・投資的事業は真に必要な事業以外は行わない。認定こども園の整備、拠点複合施設の整備、市営住宅再編整備、市立診療所等移転改築など地域再生への取組として真に必要な事業については、効率的な整備に留意しながら適切に対応する。また、コンパクトシティの推進を踏まえ、老朽化した市役所庁舎については市の中心部に移転改築する取組を進める。
（略）

11　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意（令和八年二月二日付け）